

# 介護保険制度における 利用料負担の廃止を！！



私たちの署名にご協力ください

- なぜ、障害者が65歳になると、従来受けてきたサービスを継続できないのか？
- なぜ、いままで無料でサービスを受けていたのに、介護保険サービスの利用によって有料になるのか？

障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理な問題が、障害者・家族を混乱させ、サービスの利用における内容制限・時間短縮やあらたな負担問題などをつくり出しています。

とりわけ、障害者総合支援法第7条（介護保険優先原理）の規定によって、障害福祉サービスであっても、介護保険に「相当」「類似」するサービスは介護保険での提供とされ、また住民税非課税世帯に対し、障害福祉サービスの利用料が無料であるにもかかわらず、介護保険サービスは利用料を徴収されるなど、障害者の生活実態を無視していることはいうまでもなく、2つの制度の整合性からいっても納得できるものではありません。

私たちは、こうした問題をなくすために、介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担をなくすことを強く要望しています。

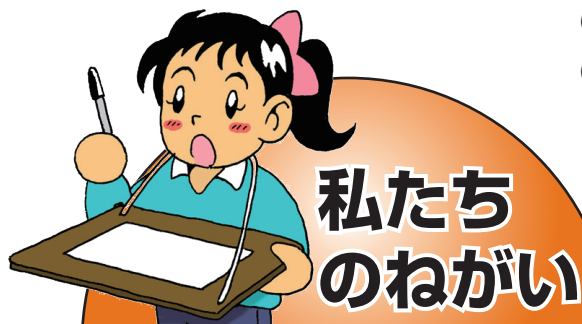
この私たちの願いを実現するために国会請願署名にご協力ください。

## 障全協（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）

〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル 4F TEL.03-3207-5937 / FAX.03-3207-5938

メール .shozenkyo@shogaisha.jp ホームページ .http://shogaisha.jp/szk/

とりくみ団体



私たちは、以下のことを国会に請願します。署名にご協力ください。

1. 介護保険制度における保険料負担を大幅に減額するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。
2. 障害者総合支援法の第7条（介護保険優先原理）をなくし、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。